

給水装置工事設置要領を次のように定める。

令和4年3月28日

御宿町長 石田 義廣

### 要領第3号

#### 給水装置工事設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御宿町給水条例(平成9年条例第18号。以下「条例」という。)

第7条第2項の規定による配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工事上の条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係法令等)

第2条 給水装置工事の施工に際しては、水道法(昭和32年法律第177号。)、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。)、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。)、条例及び御宿町水道事業給水条例施行規則(昭和48年規程第3号。以下「条例施行規則」という。))などの関係法令を遵守しなければならない。

(調査)

第3条 給水装置工事の設計における調査項目は次のとおりとする。

- (1) 所要水量と水圧、使用目的、建造物の構造及び給水装置の規模
- (2) 配水管から分岐する際には、当該配水管の埋設状況、水圧等の配水能力、周囲の他企業地下埋設物(電気・電話・共同井水管、排水管など)の埋設状況
- (3) 共同管から分岐を行う場合は、その配管状況、水圧等配水能力、所有者の同意
- (4) 前面道路(公道と私道の別、掘削占用可否、舗装構成など)の確認
- (5) 工事場所と境界(道路との境界、公私境界及び隣地との境界)の確認
- (6) やむを得ず他人所有の土地や構築物に給水装置を設置する場合は、所有者の同意
- (7) 完成後の復旧条件と利害関係人との協議

(給水管口径の決定)

第4条 給水管の口径は、条例施行規則第9条の規定より、所要水量を十分供給でき経済性を考慮した合理的な大きさとする。

(給水管の分岐)

第5条 分岐の原則は次のとおりとする。

- (1) 原則として、1建築物で使用する場合、条例第3条第1号の規定より、取出しは1か所とし、専用給水装置として取扱う。
- (2) 1建築物に2戸以上を有する共同住宅などで使用する場合は、条例第3条第2号の規定より、取出しは1か所とし、共用給水装置として取り扱う。

(3) 1敷地内に複数建築物を建築する場合、条例第3条第1号の規定より、取出しは1か所とし、専用給水装置として取り扱う。ただし、各建築物に量水器を設置の上でそれぞれ加入するものとし、複数建物で共用する区間については、協議とする。

(4) 誤接続の無いよう十分に調査すること。

2 分岐管の口径は次のとおりとする。

(1) 接続する配水管等より小さい口径とすること。

(2) 当該給水装置の使用水量と比べ、著しく過大でないものとする。

3 分岐箇所は次のとおりとする。

(1) 分水栓の設置位置は、他の分水栓設置位置から0.3m以上離すこと。

(2) 異形管や消火栓等附属設備の近接箇所に設置する場合は0.6m以上離すこと。

(止水栓設置位置)

第6条 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓（第1止水栓）は原則として公私境界から1.0m以内の宅地内に設置するものとし、設置条件は次のとおりとする。

(1) 配水管の分岐から第1止水栓までの管延長は、公私境界から平面図上で1.0m以内とする。

(2) 口径25mm以下の場合、第1止水栓に乙型止水栓を設置し、量水器の上流側（建築物側）に丙型止水栓を設置しなければならない。

(3) 口径30mm以上の場合、第1止水栓に砲金仕切弁又は乙型止水栓を設置し、量水器の上流側に丙型止水栓を設置しなければならない。

(4) 丙型止水栓は量水器から0.5m以内に設置すること。

2 止水栓は、止水栓筐内に設置しなければならない。この場合の深度は300～600mmの範囲とする。

(量水器設置位置)

第7条 量水器の設置は次のとおりとする。

(1) 原則として、配水管等から給水管分岐部に最も近接した宅地内の点検及び交換等が容易にできる位置に設置する。

(2) 口径25mm以下の場合、第1止水栓から平面図上で0.5m以内に設置すること。

(3) 口径30mm以上の場合、第1止水栓から管延長が最短になる位置に設置すること。

(4) 前2号の位置に、障害物などで量水器が設置できない場合、管延長が最短になる位置に設置し、第2止水栓を設けること。第2止水栓の弁筐については前条第2項の規定を準用する。

(5) 衝撃、凍結等による破損や異常が生じるおそれのない場所に設置する。

(6) 汚水の入りがたい乾燥した場所に設置すること。

(7) 量水器を建物内に設置する場合、検針等が容易にできる位置に設置すること。

2 量水器等は、量水器筐内に次のとおり設置するものとする。

(1) 口径40mm以下の量水器の場合、量水器筐内に、下流側（配水管側）から量水器、丙型止水栓の順で設置すること。

(2) 口径50mm以上の量水器の場合、量水器筐内に量水器を設置し、丙型止水栓は量水器筐外の止水栓筐内に設置すること。

(使用材料)

第8条 給水装置に使用する材料は、施行令第6条に規定する「給水装置の構造及び材料の基準」及び条例施行規則第7条に規定する「給水装置の材料」に適合しているものを基本とする。

(配管)

第9条 配管の原則は次のとおりとする。

(1) 公道内に布設する給水管の最小口径は、20mmとする。

(2) 配水管からの給水管分岐部から第1止水栓までの配管は、原則として同口径とする。

(防護措置)

第10条 給水管の防護措置は、条例施行規則第13条に規定する基準を適用し、その細目を次のとおりとする。

(1) 給水管が水路（下水開渠、暗渠）等を横断する必要がある場合、伏せ越しとする。

(2) 露出配管とする場合はさや管などによる防護措置を講ずること。

2 電蝕又は腐食のおそれがある場合、次の防護措置を講ずること。

(1) T字管での分岐箇所には、防食ゴム等で被覆すること。

(2) サドル分水栓には、分岐箇所に防食コアを装着し防食フィルムで被覆すること。

(3) 鉄管類を使用する場合、分岐部分を含む管路全体を、防食用スリーブで被覆すること。

3 酸又はアルカリによる浸食のおそれがある場合、防食材等で十分な防護措置を行うこと。

4 衝撃又は凍結のおそれがある場合、次の防護措置を講ずること。

(1) 水圧等で管が離脱するおそれのある場合、離脱防止金具を設置すること。

(2) 埋設深度が所定以下となる場合や屋外露出となる場合、防寒及び耐衝撃の防護を行うこと。

(施工手続き等)

第11条 工事に際する手続きは次のとおりとする。

(1) 工事にあたっては、条例第4条及び第15条に規定するに基づき申し込みをした上で、前条までに定められた規定による設計に基づき、正確かつ丁寧に施工し、工事完成後は条例第6条第2項にて定めた検査を受けなければならない。

(2) 施工にあたっては、関係法令を遵守し、常に工事の安全に留意した上で適切な現場管理を行い事故防止に努めること。

(3) 道路を掘削・占用・使用する場合、道路管理者及び所轄警察署長へ着手前に所定手続きを行い、許可を得ること。

(4) 施工にあたっては、第3条に規定する調査項目を十分に調査した上で行うこと。

(5) 埋設物等の可能性がある場合、関係者と事前に協議を行い、必要に応じ立ち合いを求めること。

(土工事)

第12条 土工事については、次のとおりとする。

- (1) 道路掘削等の土工については、道路管理者及び所轄警察署長の許可条件及び指示事項を遵守すること。
  - (2) 工事着手前に、周辺住民への説明を実施すること。
  - (3) 掘削土砂を側溝に入れ、排水の阻害をしないよう十分に管理すること。
- 2 埋戻し及び道路復旧については次のとおりとする。
- (1) 埋戻し及び道路復旧にあたっては、道路管理者及び所轄警察署長の許可条件及び指示事項を遵守すること。
  - (2) 配水管及び給水管並びに他企業埋設物に損傷等影響を及ぼさないよう十分に注意すること。
  - (3) 復旧路面は、現路面と同一の高さとなるよう施工すること。
  - (4) 残土等は、当日除去し現場の清掃に努めること。
  - (5) 本復旧までの期間に、舗装面の剥離や陥没が生じた場合は直ちに修復すること。
- (管工事)

第13条 管工事は次のとおりとする。

- (1) 新規布設工事の場合、第11条に規定する事項を行ったのち施工すること。
  - (2) 穿孔を行う際は、穿孔後に切子を十分に排出すること。
  - (3) 布設する際は、管の周囲を良質な土砂で埋戻し、石塊などの固形物が管に直接接触しないように施工すること。
  - (4) その他管工事に際して疑義が生じた際は、町水道事業と十分に協議すること。
- (量水器設置)

第14条 量水器設置は次のとおりとする。

- (1) 取付位置は第7条の規定のとおりとする。
  - (2) 取付方向の確認を十分に行い、水平に設置すること。
  - (3) 取付後、通水し、回転状況及び漏水の有無を確認すること。
- (審査及び)

第15条 工事に係る設計内容の審査及び工事内容の検査は別途定める。

(その他)

第16条 この要領に定めるものの他、工事について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。